

○ 図書館用複写サービス契約に係る見積書等の提出について

図書館用複写サービス契約について見積書等の提出を求めるので、次のとおり公告する。
令和7年1月8日

公立大学法人秋田県立大学 理事長 福田 裕穂

1 見積書等の提出を求める事項

(1) 契約の名称

公立大学法人秋田県立大学秋田キャンパス図書館用複写サービス契約

(2) 契約内容等

見積書等提出説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日

(4) 設置場所

公立大学法人秋田県立大学秋田キャンパス

図書・メディア・講堂施設棟1階図書情報センター

2 見積書等を提出する者に必要な資格

(1) 公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第8条及び同規程第9条の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(3) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(4) 秋田県内に本社または営業所を有し、保守サービスを迅速に行うことができること。

(5) 自社にて複写機保守サービス部門及び技術員を有すること。

(6) 当該契約に係る見積書等提出説明書の交付を受けていること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、説明書及び仕様書の問い合わせ先

郵便番号010-0195 秋田県秋田市下新城下野字街道端西241-438

公立大学法人秋田県立大学財務本部財務チーム（秋田キャンパス）

電話番号018-872-1500

(2) 見積書等提出説明書及び仕様書の交付方法

公立大学法人秋田県立大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年規程第18号）第8条に規定する休日を除き、令和7年1月8日（水）から令和7年1月16日（木）までの期間、随時交付する。

4 見積書等提出の期限及び場所

令和7年1月21日（火）正午までに3に掲げる場所に提出すること。

5 その他

(1) 契約相手方の決定方法

契約相手方の決定に当たっては、次の各号の全ての条件を満たした者と契約締結する。

① 月毎の基本料金及び複写料金が予定価格以下であること。

② 算出した月毎の基本料金と複写料金の合計額が、最低額であること。

(2) その他

詳細は、見積等提出説明書による。